職員の 育児休 業等に関する規則 \mathcal{O} 部を改正する規則をここに公布する。

令和四年七月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

奈良県人事委員会規則第二号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

員 の育児休業等に関する規則 (平成四年三月奈良県 人事委員会規則第十五号) \mathcal{O}

部を次のように改正する。

第二条の二中 「第二条第五号ア(2) を 「第二条第一 項第五号イ」 に改 \Diamond

第二条の三に次の一号を加える。

三 前項に規定する事情に該当した場合

第二条の三を同条第二項とし、 同条に第一 項として 次 0 項を加える。

条例第二条の三第三号及び条例第二条 \mathcal{O} 几 0 人事委員会規則 で定める特別 0 事情は

条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。

第三条を削る。

号に掲げる場合又は第二条の 改め、 第三条の二第一 同 項に次の各号を加える。 項中 「第三条第八号」 兀 の規定に該当する場合にあ を 「第三条第七号」 0 て に、 を 「条例第二条の三第三 「次に掲げる場合」

- ようとする場合 当該請求に係る子の 出生の 日 から条例第三条の二に規定す んる期間 内 に育児休業を
- 児休 児休業 なるときは、 る場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者 日が当該 しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法その他 が当該請求に係る子の一歳到達日 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であ :業の (以下この号において「地方等育児休業」という。 期間 請求に係る子の一歳到達日後である場合は、 その の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間 11 ずれ カン \mathcal{O} 旦 (当該請求をする非常勤職員が同条第二号に掲げ 以前 の日である場合 当該末 0 不日とされ が て、 \mathcal{O} \mathcal{O} の末日とされ 期間 法 同号に掲げる場合若 当該 律 0 \mathcal{O} た日 請 末日とされた 規定による育 訳求をす た日が異 (当該育 る日
- 三 いる子の 条例第二条の 歳六 か 几 月 \mathcal{O} 到達日 規定に該当する場合であ 以前 \mathcal{O} 日 である場合 って、 当該 請 求をする日 が 当該請求に

第三条の二第二項中 非常勤職員」 を 「任期を定め て採用された職員」 に、 「第三条

第八号」 を「第三条第七号」 に改め、 同条第三項を次のように改 8 る。

3 が管理するもの 第一 項の場合において、 福利厚生等に関する事務 をいう。 により請求したときは、 総務事務システム \mathcal{O} 処理を行うシ (電子計算機を利用 ステムで総務 同項 の請求をしたものとみなす。 部 総務厚生 して、 職員 セ ン タ $\widehat{\mathcal{O}}$ 人事、 所長

第三条の二を第三条とする。

第四条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第四条 掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、 第七号に規定する職員が る場合を除き、 児休業 ものに限る。 当該請求に係る子の 育児休業の (当該期間内に延長後 育児休業の期間の末日とされている日の翌日の原則とし 期間の延長の請求は、 出生の日から条例第三条の二に規定する期間内 任期を更新されることに伴い育児休業 の育児休業の 育児休業承認請 期間 \mathcal{O} 二週間) 末日とされる日 求書に 前までに行うものとする。 0 ょ り行 期 があ 間 0 V にして ることとなる 延長を請求す て一月(次に 条例第三条 いる育

- 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当し て 7 1 る育児休業
- 条例第二条の 四の 規定に該当してし てい る育児休業
- 2 前条第二項本文及び第三項の規定は、 育児休業の 期 間 \mathcal{O} 延長 \mathcal{O} 請 求 に 0 11 7 準 甪 す

三条第二項」を「第三条第三項」に改め、 第五条第三項中 「第三条の二第二項」を 「第三条第二項」 「規定による」を削る に改 8 同条第四 項 中

第七条第四号中 「引き続き」を 「引き続いて」に改める。

第八条を次のように改める。

(再度の育児短時間勤務をすることができる特別 \mathcal{O} 事情及 び養育計 画 \mathcal{O} 申

第八条 委員会が定める様式の育児短時間勤務計画書により任命権者に申 条例第十一条第六号に規定する当該子を養育するため の計画に し出 るも 0 1 ては、 のとする。

2 第三条第三項 の規定は、 前項の規定による申出に つい 、て準用 する。

る 第十条第二項中 「第三条の二第二項本文」 を「第三条第二項本文及び第三項」 に 改 8

弗十一条中「第三項」を「第四項」に改める

第十五条第四項及び第十六条第四項中 「第三条第二項及び第三条の二第二項本文」 を

「第三条第二項本文及び第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。